

地方自治法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）          | 1 |
| ○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（附則第三条関係） | 7 |

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 自治紛争処理委員による調停、<u>審査及び処理方策の提示</u>の手續</p> <p>第八章～第十一章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第五章 財務</p> <p>第六節 契約</p> | <p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 自治紛争処理委員による調停及び<u>審査</u>の手續</p> <p>第八章～第十一章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第五章 財務</p> <p>第六節 契約</p> |

(一般競争入札の参加者の資格)

第六六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(一般競争入札の参加者の資格)

第六六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六| 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代  
価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七| この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できな  
いこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、  
支配人その他の使用人として使用したとき。

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互  
の関係

第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互  
間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示  
の手續

(調停)

第七十四条の六 地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定により自  
治紛争処理委員による調停の申請をした当事者は、同項の文書の写しを  
添えて、直ちにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

2| (略)

3| (略)

六| この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できな  
いこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、  
支配人その他の使用人として使用したとき。

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互  
の関係

第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互  
間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手續

(調停)

第七十四条の六

総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第一項  
の規定により当事者の申請があつた場合において、事件を調停に付する  
ことが適当でないと認めるときは、その旨を当事者に通知しなければ  
ならない。

2| 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第一項  
の規定により事件を自治紛争処理委員の調停に付したときは、直ちにそ

4| 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第二項の規定により調停の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者に通知しなければならない。

5| (略)

第七百七十四条の七 (略)

の旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者にこれを通知しなければならない。

3| 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、調停の経過について報告を求めることができる。

(審査及び勧告)

第七百七十四条の七 地方自治法第二百五十一条の三第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申出をする市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁
  - 二 申出に係る都道府県の関与（地方自治法第二百五十一条第一項に規定する都道府県の関与をいう。以下この条において同じ。）
  - 三 申出に係る都道府県の関与があつた年月日
  - 四 申出の趣旨及び理由
  - 五 申出の年月日
- 2 地方自治法第二百五十一条の三第二項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申出に係る都道府県の不作為（地方自治法第二百五十一条の三第二項に規定する都道府県の不作為をいう。）に係る都道府県の関与についての申請等の内容及び年月日

(処理方策の提示)

第七十四条の八 地方自治法第二百五十二条の二第七項の規定により処理方策（同法第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、同法第二百五十二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

2 | 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第一項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならない。

3 | 総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第

二 前項第一号及び第五号に掲げる事項

3 地方自治法第二百五十一条の三第三項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申出に係る協議の内容

二 第一項第一号及び第五号に掲げる事項

4 総務大臣は、地方自治法第二百五十一条の三第一項から第三項までの規定により事件を自治紛争処理委員の審査に付したときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、これらの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁にこれを通知しなければならない。

(総務省令への委任)

第七十四条の八 前二条に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停並びに審査及び勧告の手續の細目は、総務省令で定める。

二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

4 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができる。

(総務省令への委任)

第七十四條の九 前三條に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示の手続の細目は、総務省令で定める。

第七十四條の十から第七十四條の十八まで 削除

第七十四條の十九 (略)

第七十四條の九から第七十四條の十八まで 削除

(共同設置することができない委員会)  
第七十四條の十九 地方自治法第二百五十二条の七第一項ただし書の規定による委員会は、公安委員会とする。

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>（市町村課の所掌事務）</p> <p>第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行及び組合に関する事務に関すること。</p> <p>六 （略）</p> | <p>（市町村課の所掌事務）</p> <p>第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び組合に関する事務に関すること。</p> <p>六 （略）</p> |